

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

訓 令	ページ
○京都府文書の保管、保存等に関する規程の一部を改正する訓令 (政策法務課)	194
告 示	
○京都府財産取扱規則第56条の規定による帳簿及び様式を定めた告示の一部改正 (府有資産活用課)	〃
○指定管理者の指定 (自然環境保全課)	195
○随意契約の相手方の決定 (文化施設政策監)	〃
○指定管理者の指定 (文化政策室)	196
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 ( 〃 )	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ( 〃 )	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の辞退 ( 〃 )	197
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ( 〃 )	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ( 〃 )	198
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ( 〃 )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 ( 〃 )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 ( 〃 )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退 ( 〃 )	199

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 (地域福祉推進課)	199
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定 ( 〃 )	200
○指定管理者の指定 (労働政策室)	〃
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局)	〃
○公共測量の終了 (用地課)	〃
○道路の区域変更 (山城南土木事務所)	201
○道路の供用開始 ( 〃 )	202
○指定管理者の指定 (住宅課)	〃
○京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示の一部改正 ( 〃 )	〃

### 公 告

○建築士の免許の取消し (建築指導課)	203
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	〃

### 公 営 企 業

○落札者の決定	〃
---------	---

### 教 育 委 員 会

○京都府暫定登録文化財の登録	〃
○京都府指定有形文化財等の指定	205
○京都府登録有形文化財の取消し	207
○京都府暫定登録有形文化財の登録の取消し	208

### 公 安 委 員 会

○特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	209
○落札者の決定	211

## 訓 令

## 京都府訓令第5号

本 庁

京都府文書の保管、保存等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 京都府文書の保管、保存等に関する規程の一部を改正する訓令

京都府文書の保管、保存等に関する規程（昭和63年京都府訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表」を「別」に改める。

第6条第5項を次のように改める。

5 知事は、第1項又は前項の規定により保存年数を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公示するものとする。

第9条中「前条」を「前2条」に改め、「別表に規定する」を削る。

別表を削る。

## 附 則

（施行期日等）

1 この訓令は、令和7年3月25日から施行する。

2 この訓令による改正後の京都府文書の保管、保存等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和6年度以後に完結する文書等について適用する。（経過措置）

3 令和5年度以前に完結した文書等でこの訓令による改正前の京都府文書の保管、保存等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定の適用を受けていたものの管理については、なお従前の例による。ただし、当該文書等のうち、主務課の長が適当と認めるものについては、改正後の規程に基づいて整理するものとする。

4 改正後の規程第3条第2項の規定による文書分類の定め及び改正後の規程第6条第5項の規定による保存年数の定めについては、当分の間、改正前の規程別表による文書分類表の様式の例に準じて定めるものとする。

（京都府文書規程の一部改正）

5 京都府文書規程（昭和30年京都府訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表」を「第3条第2項」に改める。

## 告 示

## 京都府告示第136号

京都府財産取扱規則第56条の規定による帳簿及び様式を定めた告示（平成19年京都府告示第593号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

なお、この告示による改正前の京都府財産取扱規則第56条の規定による帳簿及び様式を定めた告示の様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後の京都府財産取扱規則第56条の規定による帳簿及び様式を定めた告示の様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第8号様式中 「（指示）

14 府は、使用物件の使用方法について指示することができる。」を

〔指示〕

14 府は、使用物件の使用方法について指示することができる。

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都府知事に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

に改める。

京都府告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の名称 京都府立丹後海と星の見える丘公園
- 2 指定管理者 宮津市宇大島496番地の2  
特定非営利活動法人地球デザインスクール  
理事長 市瀬 拓哉
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

- 3 契約日  
令和7年3月7日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
伊藤忠商事株式会社  
大阪市北区梅田三丁目1番3号  
株式会社梓設計  
東京都大田区羽田旭町10番11号  
株式会社大林組大阪本店  
大阪市中央区北浜三丁目5番29号  
株式会社電通  
東京都港区東新橋一丁目8番1号  
株式会社ハリマビシステム  
横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 横浜ランドマークタワー  
協栄ビル管理株式会社  
京都市中京区寺町通夷川上る久遠院前町675番地の1

- 1 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社  
東京都中央区日本橋大伝馬町1番4号  
シンコースポーツ株式会社  
東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号  
NTT・TCリース株式会社  
東京都港区港南一丁目2番70号  
京銀リース株式会社  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

- 5 契約金額  
28,840,240,000円に支払利息並びに物価変動及び法令の改正等に伴う増減額を加算した額
- 6 契約の方法  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特

京都府告示第138号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 特定役務の名称及び数量  
京都アリーナ（仮称）整備等事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府文化施設政策監  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号



京都府告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の名称 京都府立府民ホール
- 2 指定管理者 京都市中京区高倉通三条上る東片町623番地の1  
創  
代表者 公益財団法人京都文化財団  
理事長 山田 啓二
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで



京都府告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施設の名称 京都府立堂本印象美術館
- 2 指定管理者 京都市中京区高倉通三条上る東片町623番地の1  
公益財団法人京都文化財団  
理事長 山田 啓二
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで



京都府告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定年月日
医療法人良優会おぜき駅前歯科医院	舞鶴市南田辺40の1	医療法人良優会	令 2. 7. 9
医療法人剛守会杉立歯科医院	宇治市宇浜171	医療法人剛守会	7. 2. 1
社会福祉法人あじろぎ会宇治あじろぎ在宅クリニック	宇治市木幡南端34の1 サニークレスト203号	社会福祉法人あじろぎ会	7. 3. 1
かわかみ薬局東向日店	向日市寺戸町初田20の2 SU・BA・CO東向日101	有限会社K・P・コーポレーション	7. 2. 3
医療法人のぶはらクリニック	京丹後市峰山町新町321	医療法人のぶはらクリニック	7. 2. 1
医療法人戸田歯科医院	〃 〃 杉谷862の5	医療法人戸田歯科医院	〃



京都府告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更年月日
新 医療法人せいふう会宇治脳卒中リハビリテーション病院	宇治市大久保町井ノ尻43の1	医療法人せいふう会	令
旧 医療法人せいふう会宇治リハビリテーション病院			7. 2. 1



京都府告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の名称	所在地	開設者名	廃止 年月日
杉立歯科医院	舞鶴市宇浜171	杉立 守由	令 7. 1. 31
ふれあい薬局 ・城南	城陽市平川横道82の6	株式会社エフオーエム	6. 12. 31
かわかみ調剤 薬局東向日店	向日市寺戸町初田19の3 K&Cプラザ1F	有限会社K . P. コー ポレーション	7. 2. 2
七岡内科医院	長岡京市久貝3丁目1の 18	七岡 聖魏	7. 1. 31
のぶはらクリ ニック	京丹後市峰山町新町321	信原 健二	〃
戸田歯科医院	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 の5 杉谷862	戸田 博文	〃
ヨシキデンタル クリニック	木津川市州見台1丁目1 ガーデンモール木津川 2F	渡辺 祥樹	〃
ふれあい薬局 ・山城	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 21 木津駅前1丁目	株式会社エフオーエム	6. 12. 31

京都府告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の名称	所在地	開設者名	辞退 年月日
なかむら歯科 医院	宇治市広野町宮谷218	中村 幹	令 7. 2. 8

京都府告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更 年月日
医療法人せいふう会	訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導	新 医療法人せいふう会宇治脳卒中リハビリテーション病院	宇治市大久保町井ノ尻43の1	令 7. 2. 1
		旧 医療法人せいふう会宇治リハビリテーション病院		
社会福祉法人洛和福祉会	通所介護・通所型サービス（独自）	新 洛和デイセンター宇治	新 宇治市宇治山本25の2	7. 1. 26
		旧 洛和デイセンター宇治琵琶	旧 〃 〃 琵琶50の1	
株式会社ユニスマイル	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	新 ユニスマイル薬局寺山店	宇治市広野町寺山105の4	7. 1. 1
		旧 エムハート薬局寺山店		
〃	〃	新 ユニスマイル薬局亀岡店	亀岡市古世町3丁目23の1	〃
		旧 ファークロス薬局はたご		
〃	〃	新 ユニスマイル薬局馬場店	長岡京市馬場見場走り17の5	〃
		旧 エムハート薬局馬場店		

京都府告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
吉岡 篤彦	はる接骨院	相楽郡精華町光台4丁目55の7	令 7. 2. 28
舟橋 望	今福鶴見わだち整骨院	大阪市城東区今福東1丁目10の5 デイリーカーナートイズミヤ今福店1F	7. 3. 1

京都府告示第147号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指 定年月日
医療法人良優会おげき駅前歯科医院	舞鶴市南田辺40の1	医療法人良優会	令 2. 7. 9
医療法人剛守会杉立歯科医院	〃 宇浜171	医療法人剛守会	7. 2. 1
社会福祉法人あじろぎ会宇治あじろぎ在宅クリニック	宇治市木幡南端34の1サニークレスト203号	社会福祉法人あじろぎ会	7. 3. 1
かわかみ薬局東向日店	向日市寺戸町初田20の2SU・BA・CO東向日101	有限会社K・P・コーポレーション	7. 2. 3
医療法人のぶはらクリニック	京丹後市峰山町新町321	医療法人のぶはらクリニック	7. 2. 1
医療法人戸田歯科医院	〃 〃 杉谷862の5	医療法人戸田歯科医院	〃

京都府告示第148号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	変 更年月日
新 医療法人せいふう会宇治脳卒中リハビリテーション病院	宇治市大久保町井ノ尻43の1	医療法人せいふう会	令
旧 医療法人せいふう会宇治リハビリテーション病院			7. 2. 1

京都府告示第149号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	廃 止年月日
杉立歯科医院	舞鶴市宇浜171	杉立 守由	令 7. 1. 31
ふれあい薬局・城南	城陽市平川横道82の6	株式会社エフオーエム	6. 12. 31
かわかみ調剤薬局東向日店	向日市寺戸町初田19の3 K&Cプラザ1F	有限会社K・P・コーポレーション	7. 2. 2
七岡内科医院	長岡京市久貝3丁目1の18	七岡 聖魏	7. 1. 31
のぶはらクリニック	京丹後市峰山町新町321	信原 健二	〃
戸田歯科医院	〃 〃 杉谷862の5	戸田 博文	〃
ヨシキデンタルクリニック	木津川市州見台1丁目1 ガーデンモール木津川2F	渡辺 祥樹	〃
ふれあい薬局・山城	〃 木津駅前1丁目21	株式会社エフオーエム	6. 12. 31



京都府告示第150号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144

号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
なかむら歯科医院	宇治市広野町宮谷218	中村 幹	令 7. 2. 8



京都府告示第151号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称		所在地	変更年月日
医療法人せいふう会	訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導	新	医療法人せいふう会宇治脳卒中リハビリテーション病院	宇治市大久保町井ノ尻43の1	令 7. 2. 1
		旧	医療法人せいふう会宇治リハビリテーション病院		
社会福祉法人洛和福祉会	通所介護・通所型サービス（独自）	新	洛和デイセンター宇治	新 宇治市宇治山本25の2	7. 1. 26
		旧	洛和デイセンター宇治琵琶	旧 " " 琵琶50の1	
株式会社ユニスマイル	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	新	ユニスマイル薬局寺山店	宇治市広野町寺山105の4	7. 1. 1
		旧	エムハート薬局寺山店		
"	"	新	ユニスマイル薬局亀岡店	亀岡市古世町3丁目23の1	"
		旧	ファーコス薬局はたご		
"	"	新	ユニスマイル薬局馬場店	長岡京市馬場見場走り17の5	"
		旧	エムハート薬局馬場店		



京都府告示第152号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
吉岡 篤彦	はる接骨院	相楽郡精華町光台4丁目55の7	令 7. 2. 28
舟橋 望	今福鶴見わだち整骨院	大阪市城東区今福東1丁目10の5 デイリーカーナートイズミヤ今福店1F	7. 3. 1

京都府告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 施設の名称 京都府立山城勤労者福祉会館
- 指定管理者 さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号  
日本環境マネジメント株式会社  
代表取締役 片山 安茂
- 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

京都府告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 施設の名称 京都府立口丹波勤労者福祉会館
- 指定管理者 南丹市八木町西田柳原15番地1

特定非営利活動法人八木町スポーツ協会

会長 麻田 健治

- 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

京都府告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所  
舞鶴市字野村寺小字善寿寺207の1、207の2、208から213まで、10004、10005の1、10006から10021まで、10021の1から10021の4まで
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
小字善寿寺207の1・207の2・208（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、209、210・211・213・10004・10021・10021の1から10021の4まで（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、舞鶴市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第156号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用

する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和6年京都府告示第522号）が令和7年3月5日終了した旨測量計画機関の長である京都府大野ダム総合管理事務所長から通知があった。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

南丹市美山町檜原ほか地内



京都府告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年3月25日から令和7年4月8日まで縦覧に供する。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 木津加茂線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
木津川市鹿背山当田49の1地先から	前	最小 5.8 最大 8.2	113.8	工事に伴う仮設道の廃止
木津川市鹿背山当田48の3地先を経て				
木津川市鹿背山鹿口10まで				
木津川市鹿背山当田49の1地先から		最小 5.0 最大 19.0	72.7	
木津川市鹿背山当田45の1を経て				
木津川市鹿背山鹿口10まで				
木津川市鹿背山当田49の1地先から	後	最小 5.7 最大 19.0	72.7	
木津川市鹿背山当田45の1を経て				
木津川市鹿背山鹿口10まで				
木津川市鹿背山鹿口10から	前	最小 3.4 最大 8.1	143.8	
木津川市鹿背山鹿口21まで				
木津川市鹿背山鹿口21から	後	最小 5.2 最大 13.2		

木津川市鹿背山鹿口21から	前	最小 4.6 最大 12.8	91.0	工事に伴う仮設道の廃止
木津川市鹿背山鹿口20を経て				
木津川市鹿背山鹿口20地先まで				
木津川市鹿背山鹿口21から	後	最小 4.6 最大 9.3	89.9	
木津川市木津白口44の1（右）を経て				
木津川市鹿背山鹿口20地先まで				
木津川市鹿背山鹿口21から	前	最小 6.4 最大 9.6	89.9	
木津川市木津白口44の1（右）を経て				
木津川市鹿背山鹿口20地先まで				
木津川市鹿背山鹿口23の1地先から	前	最小 5.4 最大 8.1	54.0	区域の廃止 廃道 延長54.0m 幅員 最小 1.1m 最大 5.4m
木津川市鹿背山鹿口23の1を経て				
木津川市鹿背山鹿口24の3地先まで				
木津川市鹿背山鹿口23の1地先から		最小 5.4 最大 9.4	65.5	
木津川市木津白口45（右）を経て				
木津川市鹿背山鹿口24の3地先まで				
木津川市鹿背山鹿口23の1地先から	後	最小 3.6 最大 13.2	32.4	
木津川市鹿背山鹿口23の1を経て				
木津川市鹿背山鹿口23の1まで				
木津川市鹿背山鹿口23の1地先から	前	最小 5.4 最大 9.4	65.5	
木津川市木津白口45（右）を経て				
木津川市鹿背山鹿口24の3地先まで				
木津川市木津白口47（右）から	前	最小 11.5 最大 19.9	35.6	区域の廃止 廃道 延長35.6m 幅員 最小 0.0m 最大 7.5m
木津川市木津白口48（右）まで				
木津川市鹿背山鹿口24地先から	後	最小 9.3 最大 12.1		
木津川市鹿背山鹿口24地先から	前	最小 5.0 最大 9.3	17.5	
木津川市鹿背山鹿口24まで	後	最小 5.3 最大 9.3		

木津川市鹿背山鹿口24から	前	最小 6.5	26.1	工事に伴う仮設道の廃止
木津川市城山台3丁目1の1(右)を経て 木津川市鹿背山青測4の1地先まで		最大 7.4		
木津川市鹿背山鹿口24から	前	最小 5.7	31.0	
木津川市鹿背山青測3地先を経て 木津川市鹿背山青測4の1地先まで		最大 7.2		
木津川市鹿背山鹿口24から	後	最小 5.7	31.0	
木津川市鹿背山青測3地先を経て 木津川市鹿背山青測4の1地先まで		最大 7.2		

4 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年3月25日から令和7年4月8日まで縦覧に供する。

令和7年3月25日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 木津加茂線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
木津川市木津白口33の1(右)地先から 木津川市鹿背山鹿口24まで	令和7年3月25日

4 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3

項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

京都府知事 西脇 隆俊

1 施設の名称

(1) 公営住宅 吉田近衛団地、田中関田団地、西天王町団地、岩倉団地、山科東野団地、山科大宅団地、西七条団地、久世団地、嵯峨天竜寺団地、常盤団地、天授が岡団地、周山団地、墨染団地、深草鍵屋団地、淀際目団地、深草団地、桃山日向団地、小栗栖西団地、北後藤団地及び羽束師団地

(2) 準公営住宅 深草団地

(3) 特別賃貸府営住宅 岩倉長谷団地、桃山伊賀団地、小栗栖西団地及び北後藤団地

2 指定管理者 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 木村 昌平

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで



京都府告示第160号

京都府府営住宅条例に基づく数値及び京都府府営住宅条例施行規則に基づく数値を定めた告示（平成10年京都府告示第55号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月25日

京都府知事 西脇 隆俊

表洛西竹の里団地の項中

1、4、7、10、12棟		0.8724	を
1、4、10、12棟		0.8724	
7棟	505、506号	0.9024	に改
	上記以外	0.8724	

め、同表八幡男山団地の項中

301、402、405、504号	0.8083	を
301、402、405、504号	0.8083	
501、503号	0.8983	に改め、同表田

辺団地の項中「404、406」を「404、406、407」に、「210」

を「211」に、「502、503、505～508号」を「501～508号」に、「401、402、404」を「401」に改める。

**公 告**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取消年月日	氏 名	免許の別	登録番号	取消理由
令 7. 3. 12	草島 保雄	二級建築士	第13006号	第2号該当



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
城陽市寺田水度坂6の2の一部、8の一部  
（関連区域）  
市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茨木市上穂積二丁目3の32 プロシードOS302  
中島 寛

**公 営 企 業**

京都府公営企業告示第3号

落札者を次のとおり決定した。

令和7年3月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 特定役務の名称及び数量  
桂川右岸流域下水道洛西浄化センター運転管理業務委託（流7洛西第13号の1）  
桂川右岸流域下水道雨水幹線運転管理業務委託（流7桂川右岸雨水第13号の4）一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府流域下水道事務所総務課  
長岡京市勝竜寺樋ノ口1
- 3 落札決定日  
令和7年2月12日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本メンテナンスエンジニアリング株式会社京都支店  
乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田10番地9
- 5 落札金額  
3,960,000,000円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和6年11月19日

**教 育 委 員 会**

京都府教育委員会告示第1号

京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）第52条第3項及び京都府暫定登録文化財に関する規則（平成29年京都府教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により別表に掲げる有形文化財を京都府暫定登録有形文化財に登録する。

令和7年3月25日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

別表 京都府暫定登録有形文化財  
美術工芸品

種 別	名 称	員数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
絵 画	紙本著色京極高知像 大誉珂山の墨書がある	1 幅	常 立 寺	京丹後市峰山町吉原 68
絵 画	紙本著色京極高通像 大誉珂山の墨書がある	1 幅	〃	〃
絵 画	絹本著色京極高供像	1 幅	〃	〃
絵 画	紙本著色京極高明像 騰誉頂英の墨書がある	1 幅	〃	〃
絵 画	紙本著色京極高之像 堅誉往的の墨書がある	1 幅	〃	〃
絵 画	絹本著色京極高長像 狩野探円筆 賢誉慈弁の墨書がある	1 幅	〃	〃
絵 画	絹本著色京極高久像 狩野探信守道筆 迎誉貞巖の墨書がある	1 幅	〃	〃
絵 画	絹本著色京極高備像 狩野探龍筆 諦誉哲巖の墨書がある	1 幅	〃	〃
絵 画	絹本著色京極高聡像	1 幅	〃	〃
絵 画	絹本著色京極高倍像 狩野探龍筆 諦誉哲巖の墨書がある	1 幅	〃	〃
絵 画	絹本著色京極高鎮像 狩野探龍筆 諦誉哲巖の墨書がある	1 幅	〃	〃
絵 画	絹本著色京極高景像 狩野探龍筆 選誉学心の墨書がある	1 幅	〃	〃
絵 画	紙本墨画虎図 岸駒筆	4 面	与 謝 野 町	与謝郡与謝野町字岩滝 1798 の 1
絵 画	紙本墨画雪景人物図 原在中筆	6 面	〃	〃
絵 画	紙本墨画淡彩白梅小禽図 松村景文筆	4 面	〃	〃
絵 画	紙本墨画淡彩波濤水禽図 横山清暉筆	4 面	〃	〃
彫 刻	木造聖観音立像	1 軀	寺 領 自 治 区	与謝郡伊根町字野村 3382・3384
彫 刻	木造毘沙門天立像	1 軀	〃	〃
彫 刻	木造毘沙門天立像	1 軀	地 藏 寺	船井郡京丹波町猪鼻上村 18
彫 刻	木造四天王立像	4 軀	両 讃 寺	京田辺市大住八河原 9
彫 刻	木造聖観音立像	1 軀	西 福 寺	木津川市山城町上粕良町 3
彫 刻	木造地藏菩薩立像	1 軀	西 光 寺	木津川市加茂町美浪南 1

彫刻	木造毘沙門天立像	1 軀	笠置寺	相楽郡笠置町大字笠置小字笠置山 29
彫刻	木造大日如来坐像	1 軀	観音寺	相楽郡南山城村大字田山小字堂山 8
古文書	正平十年八月三日芋野石上大明神殿造新棟札	1 枚	芋野区	京丹後市弥栄町芋野 321
古文書	文亀二年十月世屋比女大明神之宮建立棟札 附 安永七年九月世屋姫神社建立奉加帳銘札	1 枚 附 1 枚	上世屋自治会	宮津市字上世屋 850
古文書	御霊神社文書（明智光秀発給文書三通）	3 卷	御霊神社	福知山市字中ノ 238・239 合地
古文書	金光寺文書（二十五通）	4 卷	金光寺	福知山市字喜多 687
古文書	堀村代々庄屋記録	6 冊	大堀区自治会	福知山市字堀 2283 の 2
古文書	佐々里区有文書	318 点	佐々里区	南丹市美山町佐々里ブルマン 6 の 1
古文書	鳥羽区有文書	4,538 点	鳥羽区	南丹市八木町鳥羽鳥栄本 48 の 1
古文書	室橋区有文書	4,689 点	室橋区	南丹市八木町室橋東垣内 21
歴史資料	福知山藩朽木家関係資料	1,006 点	朽木絢子	京都市右京区梅津大縄場町 6 の 6 嵐山ロイヤルハイツ 3 の 1106
歴史資料	石清水八幡宮近代社務関係資料	684 点	石清水八幡宮	八幡市八幡高坊 30
考古資料	丹後型円筒埴輪 銚子山古墳出土	1 本	京丹後市	京丹後市峰山町杉谷 889
考古資料	飾板状木製品 今里車塚古墳出土	1 箇	長岡京市	長岡京市開田一丁目 1 の 1



## 京都府教育委員会告示第 2 号

京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により別表1に掲げる有形文化財を京都府指定有形文化財に指定し、条例第43条第1項の規定により別表2に掲げる名勝を京都府指定名勝に指定する。

令和7年3月25日

京都府教育委員会  
教育長 前川 明 範

別表1 京都府指定有形文化財

(1) 建造物

名称及び員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
梅宮大社 9棟		梅宮大社	京都市右京区梅津 フケノ川町30	京都市右京区梅津 フケノ川町
本殿	三間社流造、檜皮葺			
摂社若宮社本殿	一間社流造、檜皮葺			
摂社護王社本殿	一間社春日造、檜皮葺			
幣殿	桁行三間、梁行一間、一重、唐破風造、妻入、檜皮葺			
東廻廊	桁行三間、梁行一間、一重、切妻造、西端幣殿に接続、檜皮葺			
西廻廊	桁行三間、梁行一間、一重、切妻造、東端幣殿に接続、檜皮葺			
拝殿	桁行三間、梁行三間、一重、入母屋造、妻入、銅板葺			
楼門	三間一戸楼門、入母屋造、本瓦葺			
東門	四脚門、切妻造、檜皮葺			

(2) 美術工芸品

種別	名称及び員数	所有者	所有者の住所
絵画	紙本著色小出吉政及夫人像 2幅	南丹市	南丹市園部町小桜町47
	園部藩小出氏歴代藩主及夫人像 15幅		
彫刻	水晶宝龕入木造阿弥陀如来立像 附箱1合 1軀	醍醐寺	京都市伏見区醍醐伽藍町1
書跡・典籍	全藏漸請千字文朱点 23冊	宝蔵院	宇治市五ヶ庄三番割34の4
	附 開山和尚楞嚴講談一件書 1冊		
	久留島信濃守通清書状 1通		
	貝葉堂関係資料 70点		
考古資料	鳥居前古墳出土品	大山崎町	乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3
	一、画文帯環状乳神獸鏡 2片		
	一、玉類		
	翡翠勾玉 3箇		
	碧玉管玉 15箇		
	一、武具類		
	甲 39片		
	巴形銅器 8個		
	一、刀剣類		
	鉄刀(大刀) 1口		
鉄刀(短刀) 23口			
鉄剣(長剣) 2口			

鉄剣（短剣）	21 口		
一、鏃類			
鉄鏃	23 箇		
一、農工具類			
方形鍬鋤先	3 挺		
鉄鎌	1 挺		
鉄手鎌	1 挺		
鉄鑿	8 挺		
鉄鉈	10 挺		
鉄鑿又は鉈	5 挺		
鉄刀子	11 口		
鉄針（集合）	2 箇		
鉄針（単体）	9 本		
一、用途不明鉄製品残欠	4 点		

別表2 京都府指定名勝

名称	所在地	所有者	所有者の住所
妙喜庵庭園	乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光56の一部 実測333.85㎡	妙 喜 庵	乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光56



京都府教育委員会告示第3号

京都府登録文化財に関する規則（昭和57年京都府教育委員会規則第6号）第9条第2項の規定により、次の京都府登録有形文化財の登録は、令和7年3月25日付けで取り消された。

令和7年3月25日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

名称	員数	登録告示
梅宮大社	5棟	昭和58年京都府教育委員会告示第3号
本殿		
拝殿		
境内社若宮社		
境内社護王社		
楼門		



## 京都府教育委員会告示第4号

京都府暫定登録文化財に関する規則（平成29年京都府教育委員会規則第5号）第6条第2項の規定により、次の京都府暫定登録有形文化財の登録は、令和7年3月25日付けで取り消された。

令和7年3月25日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

名 称	員 数	登 録 告 示
紙本著色小出吉政像 澤庵宗彭の賛がある	1 幅	令和3年京都府教育委員会告示第1号
紙本著色小出吉政夫人像 寛永戊寅七月初三の澤庵宗彭の賛がある	1 幅	〃
絹本著色小出吉親像 狩野探幽筆 伝外宗左の賛がある	1 幅	〃
絹本著色小出吉親夫人像 狩野探幽筆 寛文第九龍集己酉仲春の伝外宗左の賛がある	1 幅	〃
絹本著色小出英知像 狩野常信筆 別源宗甄の賛がある	1 幅	〃
絹本著色小出英知夫人像 狩野常信筆	1 幅	〃
絹本著色小出英利像 狩野周信筆 雲巖義端の賛がある	1 幅	〃
絹本著色小出英利夫人像 狩野豊信筆	1 幅	〃
絹本著色小出英貞像 狩野探林筆 庭州義訓の賛がある	1 幅	〃
絹本著色小出英貞夫人像 狩野探林筆	1 幅	〃
絹本著色小出英持像 狩野探林筆 貫岑義文の賛がある	1 幅	〃
絹本著色小出英持夫人像 狩野洞寿筆	1 幅	〃
絹本著色小出英常像 狩野洞寿筆 安永五年丙申秋の直翁宗廉の賛がある	1 幅	〃
絹本著色小出英常夫人像 狩野探信筆	1 幅	〃
絹本著色小出英筠像 狩野探信筆 文政辛巳仲秋の正道義董の賛がある	1 幅	〃
絹本著色小出英筠夫人像	1 幅	〃
絹本著色小出英教像 安政三丙辰年正月廿六日の説巖義演の賛がある	1 幅	〃

---

**公 安 委 員 会**

---

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

京都府公安委員会  
委員長 在 田 正 秀

**京都府公安委員会規則第5号****特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則**

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年京都府公安委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指定」の右に「、法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求及び同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は保管物件の提示の要求」を加える。

第2条から第4条までの規定中「に掲示」の右に「し、併せて公安委員会のホームページに掲載」を加える。

第6条を第7条とする。

第5条中「別記様式第7号」を「別記様式第8号」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（報告等要求書による報告等の要求）

第5条 法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求及び同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は保管物件の提示の要求は、報告等要求書（別記様式第7号）により行うものとする。

別記様式第7号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を別記様式第8号とし、別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第5条関係）

第 号

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

殿

遺失物法（平成18年法律第73号） 第25条第1項 報 告  
の規定により、 資 料 の 提 出 を 求 め る。  
第25条第2項 保 管 物 件 の 提 示

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

報告を求める事項

提出を求める資料

提示を求める保管物件

年 月 日

京都府公安委員会 印

照 会 先

〒

電話（ ） -

## 別紙

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



## 京都府警察本部告示第35号

落札者を次のとおり決定した。

令和7年3月25日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
映像ネットワークシステムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府警察本部総務部会計課  
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日  
令和7年1月17日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東京センチュリー株式会社  
東京都千代田区神田練堀町3番地
- 5 落札金額  
157,269,420円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和6年12月6日